

診療明細書の発行について

※ 診療明細書とは

医療費の内容を診療報酬の項目ごとに記載した明細書です。
厚生労働省の規定により、発行が義務となりました。

【発行場所】

○外来診療分	2階	8番診療費精算機
	3階～5階	診療費精算機
	1階	診療費精算機（救急外来待合）
○入院診療分	2階	8番診療費精算機
	9階	診療費精算機

※公費負担医療等、自己負担のない方についても、診療日
当日に発行可能です。

【再発行場所】 ※診療日から1年以内に限ります。

2階	5番支払相談
----	--------

【問合せ窓口】

○外来診療分	2階	5番料金計算
○入院診療分	2階	5番料金計算
○歯科診療分	3階	31番歯科受付

尚、明細書には薬剤や検査等の内容を含みます。その点
ご理解頂き、代理の方が会計を行う際のその代理の方へ
の発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希
望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付け下さい。

